令和５年度　第２回

釜石市国民健康保険運営協議会

日　　時：令和５年11月30日（木）
　　　　　午後３時
会　　場：釜石市役所　第７会議室

釜石市市民生活部市民課

会　議　次　第

1　開　　会

2　市長あいさつ

3　会長あいさつ

4　審議事項
①令和５年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について
②釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

5　その他

6　閉　　会

【審議事項１】

令和５年11月30日
国保運営協議会資料

令和５年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算（案）について

審議事項	1

令和５年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)

(単位:千円)

歳入			R5年度当初予算 A	12月補正 B	12月補正後の額 A+B
国保税	一般	医療給付費分現年課税分	329,990		329,990
		後期高齢者支援金分現年課税分	115,034		115,034
		介護納付金分現年課税分	34,841		34,841
		医療給付費分滞納繰越分	7,340		7,340
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,457		2,457
		介護納付金分滞納繰越分	1,511		1,511
		小計	491,173	0	491,173
	退職	医療給付費分現年課税分	0		0
		後期高齢者支援金分現年課税分	0		0
		介護納付金分現年課税分	0		0
		医療給付費分滞納繰越分	8		8
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	2		2
		介護納付金分滞納繰越分	3		3
		小計	13	0	13
	一般＋退職	医療給付費分現年課税分	329,990		329,990
		後期高齢者支援金分現年課税分	115,034		115,034
		介護納付金分現年課税分	34,841		34,841
		医療給付費分滞納繰越分	7,348		7,348
		後期高齢者支援金分滞納繰越分	2,459		2,459
		介護納付金分滞納繰越分	1,514		1,514
	国保税計		491,186	0	491,186
使用料及び手数料			400		400
国庫支出金	特定健康診査等負担金				0
	特別調整交付金				0
					0
	国庫支出金計				0
県支出金	特定健康診査等負担金		0		0
	保険給付費等交付金	普通交付金	3,299,929		3,299,929
		特別交付金	42,368		42,368
		小計	3,342,297	0	3,342,297
	国民健康保険一部負担金特例措置支援事業費補助金		0		0
	県支出金計		3,342,297	0	3,342,297
財産収入	財政調整基金収入		500		500
	高額貸付基金収入		1		1
	財産収入計		501	0	501
繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定繰入金/税軽減分	147,065		147,065
		保険基盤安定繰入金/保険者支援	67,636		67,636
		出産育児一時金繰入	6,667		6,667
		財政安定化支援事業	72,677		72,677
		事務費繰入金	72,593	−4,368	68,225
		その他繰入金	3,106		3,106
		小計	369,744	−4,368	365,376
	財政調整基金繰入金		11,784	−11,784	0
	繰入金計		381,528	−16,152	365,376
繰越金			0	85,848	85,848
諸収入	延滞金	一般	1,500		1,500
		退職	50		50
	第三者納付金	一般	10,000		10,000
		退職	20		20
	返納金	一般	200		200
		退職	10		10
	その他		2,520		2,520
	諸収入計		14,300	0	14,300
合計			4,230,212	69,696	4,299,908

審議事項	1

令和５年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算(案)

(単位:千円)

歳出				R5年度当初予算査定後 A	12月補正 B	12月補正後の額 A+B
総務費	総務管理費		管理事務費	21,453		21,453
			国保地区協議会負担金	10		10
			職員給与費	35,137	-6,479	28,658
			連合会負担金	4,900		4,900
			小計	61,500	-6,479	55,021
	徴税費		賦課事業	5,782		5,782
			徴収事業	13,600	57	13,657
			職員給与費	14,600	2,054	16,654
			納税貯蓄組合補助金	28		28
			小計	34,010	2,111	36,121
	運営協議会費			510		510
	総務費 計			96,020	-4,368	91,652
保険給付費	療養諸費	一般	療養給付費	2,758,529		2,758,529
			一部負担金免除分	0		0
			療養費	13,836		13,836
			小計	2,772,365	0	2,772,365
		退職	療養給付費	280		280
			一部負担金免除分	0		0
			療養費	50		50
			小計	330	0	330
	審査支払手数料			6,912		6,912
	高額療養費		一般	526,707		526,707
			退職	0		0
			一般高額介護合算療養費	500		500
			退職高額介護合算療養費	10		10
	移送費		一般	10		10
			退職	10		10
	出産育児一時金			10,010		10,010
	葬祭費			2,550		2,550
	傷病手当金			450		450
	保険給付費 計			3,319,854	0	3,319,854
国民健康保険事業費納付金	一般		医療給付費分	540,427		540,427
			後期高齢者支援金分	168,193		168,193
			小計	708,620	0	708,620
	退職		医療給付費分	0		0
			後期高齢者支援金分	0		0
			小計	0	0	0
	介護			54,645		54,645
	国民健康保険事業費納付金 計			763,265	0	763,265
共同事業	その他事務費拠出金			5		5
	共同事業拠出金 計			5	0	5
保健事業費	特定健康診査等事業費			39,039	-959	38,080
	保健事業費		保健活動支援事業	1,277		1,277
			管理事務費	3,152		3,152
			人間ドック利用料補助金	300		300
			小計	4,729	0	4,729
	保健事業費 計			43,768	-959	42,809
基金積立金				500	58,868	59,368
公債費				0	0	0
諸支出金	保険税還付金		一般	5,000		5,000
			退職	1,000		1,000
	償還金			0	16,155	16,155
	保険税還付加算金		一般	500		500
			退職	300		300
	諸支出金 計			6,800	16,155	22,955
予備費				0	0	0
合計				4,230,212	69,696	4,299,908

別紙1

令和5年11月30日
国保運営協議会資料

令和5年度
釜石市国民健康保険事業特別会計
12月補正予算案(補正科目抜粋)

別紙1

令和５年度釜石市国民健康保険事業特別会計12月補正予算案（補正科目抜粋）

（単位：千円）

歳　　入			R5年度当初予算 A	12月補正 B	12月補正後の額 A+B	説明
繰入金	一般会計繰入金	事務費繰入金	72,593	-4,368	68,225	人事異動による人件費の変動分
	財政調整基金繰入金		11,784	-11,784	0	決算見込みにより調整
繰　越　金			0	85,848	85,848	前年度の繰越金
歳 入 総 合 計			4,230,212	69,696	4,299,908	

歳　　出			R5年度当初予算 A	12月補正 B	12月補正後の額 A+B	説明
総務費	総務管理費	職員給与費	35,137	-6,479	28,658	人事異動による人件費の変動分
		徴収事業	13,600	57	13,657	人事異動による人件費の変動分
	徴 税 費	職員給与費	14,600	2,054	16,654	人事異動による人件費の変動分
保健事業費	特定健康診査等事業費		39,039	-959	38,080	人事異動による人件費の変動分
基 金 積 立 金			500	58,868	59,368	前年度繰越金の積立。歳入出の差の範囲内
諸支出金	償 還 金		0	16,155	16,155	令和4年度国民健康保険保険給付費等交付金（普通交付金）返還金14,842,330円 令和4年度特別交付金（特定健診・保険事業分）返還金 340,000円 令和4年度特別交付金（保険者努力支援事業費分）返還金478,000円 自主返還分（特定健康診査・保健指導事業負担金） 494,000円
歳 出 総 合 計			4,230,212	69,696	4,299,908	

審議事項 2

釜石市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について

1　提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が令和5年5月19日に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第243号）が令和5年7月20日にそれぞれ公布され、国民健康保険税の改正部分について令和6年1月1日から施行されることに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正しようとするもので、国民健康保険法第11条及び釜石市国民健康保険条例施行規則第7条の規定により議決を求めるものである。

2　主な改正内容

産前産後期間の国民健康保険税の軽減が講じられたことに伴う所要の改正。釜石市国民健康保険の被保険者が出産した場合、出産の予定日又は出産の日が属する月の前月（多胎妊娠の場合には3月前）から翌々月までの期間の所得割額及び均等割額を減額するもの。

減免の期間

	3か月前	2か月前	1か月前		1か月後	2か月後	3か月後
単胎の方				出産予定日※			
多胎の方				出産予定日※			

※届出が出産後の場合は出産日

3　施行期日

令和6年1月1日

釜石市国民健康保険税条例（平成31年釜石市条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（国民健康保険税の減額） 第23条　（略） 2　（略） （新設）	（国民健康保険税の減額） 第23条　（略） 2　（略） 3　国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (2)　国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額 (3)　国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得

	割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額　当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
	(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額　当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
(税額の減免)	(税額の減免)
第24条の3 (略)	第24条の3 (略)
(新設)	(出産被保険者に係る届出)
	第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
	(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年

	法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。次号において同じ。） (2)　出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号 (3)　出産の予定日 (4)　単胎妊娠又は多胎妊娠の別 (5)　その他市長が必要と認める事項 2　前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)　出産の予定日を明らかにすることができる書類 (2)　多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類 (3)　出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類 3　第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。 4　第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。